

令和 8 年度 第 1 回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和 8 年 7 月 1 3 日（月） 午後 2 時から
場 所	四條畷市役所本館 3 階 委員会室

（出席者） 小寺会長・川地副会長・中江委員・佐々木委員・治郎丸委員

板谷委員・木邨委員・田中委員・岡本委員・金子委員・神本委員（順不同）

（欠席者） 橋垣委員

1. 開会

事務局：会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認

案件 1. 「副会長の選任について」

副会長一川地委員

2. 議事

委員・事務局自己紹介

案件 2. 「令和 7 年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

小寺会長： 案件 2、「令和 7 年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」を事務局から説明をお願いします。

事務局： 失礼します。
（教育支援センター） 案件 2 の令和 7 年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況についての説明をいたします。
資料 2、「市内小中学校におけるいじめの認知件数の推移について」をご覧ください。
いじめ認知件数の推移ですが、小中学校ともに積極的認知に努めています。
小中ともに千人率において、府平均の 2 倍以上となっております。
小学校において令和 6 年度以降、認知件数の減少傾向が見られます。
中学校におきましては、令和 6 年度大幅に増加しましたが、令和 7 年度減少が見られました。
続いて、いじめの態様別件数の推移です。
いじめの態様として、からかいや悪口が小中学校ともに多くの割合を占めています。
小学校において、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする件数がここ数年増加している一方、中学校においてはひどくぶつかられたり、たたかれたりする件数が増加しています。
また、小学校において、パソコンや携帯電話に関するいじめ件数が年々増加しています。説明は以上になります。

小寺会長： ありがとうございます。

今の報告につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

岡本委員： 小学校のパソコンや携帯電話に関連するいじめ件数が年々増加しているということなのですが、小学校でパソコンや携帯電話の使い方といいますか、そのあたりの何か指導というか、何かこういうことを注意するようにみたいなことを教えてあげたりとかするんでしょうか。

小寺会長： いかがでしょうか。

事務局： はい。小中学校におきまして、今年度 iPad を導入させていただきます。
(教育支援 センター) それに伴って、先生方への周知も含め、子どもたちにも使い方等のお知らせ等はさせていただきます。

金子委員： 補足にはなるかもしれませんが、小中学校で iPad を導入させていただいて、授業で使うこともあるんですけども、こちらに挙げさせていただいている誹謗中傷、35 件あがってきてますけども、やっぱり家庭でのスマホ等を介した SNS とかですね、学校の備品というよりも、各ご家庭でのやっぱりトラブルっていうのがどうしても増えてるなっていうことは危惧しています。

中学校については減少傾向にあるのは先ほど事務局からお話ありました通り、SNS 等を適切な関わり方っていうのを、川地校長の学校でもされてると思いますけど、そういった取組みは 1 つ功を奏しているのかな。

あとやっぱり携帯電話は低年齢化、所持の低年齢化っていうのは、こういった数字にあらわれてきているものと思います。

小寺会長： ありがとうございます。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、次に、案件の 3 に移りたいと思います。

四條畷市いじめ防止基本方針改訂後の学校での取組みについて、教育支援センターからご説明をお願いしたいと思います。

案件 3. 四條畷市いじめ防止基本方針改訂後の学校での取組みについて

金子委員： それでは、昨年度に四條畷市いじめ防止基本方針を改訂いたしましたので、改定後の基本方針に基づいた学校でのいじめ防止等に関する基本的な考え方や取り組み等について、振り返り等を踏まえて教育支援センターから説明させていただきたいと思います。

それでは資料 3 をご覧ください。

資料 3 から四條畷市いじめ防止基本方針の 3 ページ、改定した内容でございます。

「いじめの防止等に関する基本的な考え方」より、法第 4 条に基づき、子どもは自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識し、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めるとあります。

また、4 ページ、「いじめの未然防止」には、学校の教育活動全体をとおして、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促

し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要であると改訂いたしました。

このことを踏まえて各学校で取り組みました結果、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査結果の推移を記載してございます。

まず左側、中学校から、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答した割合が、令和5年度以降、国と比較しても、近いところまで改善が図れたと思います。

右側、小学校でございます。こちら令和6年度と比較すると、令和7年度は国の小学6年生の数値よりも高いところにあるということで、いじめ防止基本方針改訂に沿った取組みが推進されたものと事務局は考えております。

次のページをご確認ください。

教育委員会による学校への支援と指導・助言といたしまして、四條畷市いじめ防止基本方針17ページ、「(9)教育委員会における平時からの備え」より、上から4つめ、教育委員会は学校の法的対応力を高めるため、スクールロイヤーの積極的な活用を努めるとございます。

スクールロイヤーの活用実績を記載してございます。令和6年度39回、令和7年度27回でございます。こちら事案が生じた際、重大化を防ぐべく速やかに学校に派遣し、法的な視点からの指導・助言を実現いたしました。学校の法的対応力の高まりが見られます。

次のページをご確認ください。

学校における早期発見・早期対応の取組みといたしまして、四條畷市いじめ防止基本方針17ページ、「学校における平時からの備え」より、7点記載してございます。

様々、学校の実情に応じて取組みを進める中で、指標といたしまして、困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人に相談できますかという数字の結果を記載しております。

こちらのシートを国と比較したもので点線が国、実線が本市でございます。

中学校、小学校ともに令和7年度改善傾向にございます。

やはり、子どもたちが学校の中でしっかり援助希求できるような取組みというのは大変重要なことだと思っております。

今後も、この数値に着目して取組みを進めてまいりたいと思います。

以上簡単ではございますが、いじめ防止基本方針改訂に関する取組みの進捗状況の報告でございます。

小寺会長： ありがとうございます。

 ただいま金子委員から説明がありましたが、何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

岡本委員： 2枚目のスクールロイヤーの活用実績のところなんですけれども、6年度が39回で7年度が27回となっておりますが、これは事案が生じた際に重大化を防ぐべく派遣されているということでしたけれども、7年度の方が学校に派遣するような、重大化を防がないといけないというようなことが少な

かったので、これが減ってると思ったらよいのでしょうか。

金子委員： はい、教育支援センターからただいまのご質問にお答えいたします。
令和6年度が39回で令和7年度が27回、いろいろな見方はある中で、事案が少なかったかと言われると、体感的には事案は少なくなかったと思っています。
しかし、令和6年度に39回スクールロイヤーから助言をいただいたことを表でまとめて、同種の事案の相談があるときには、この令和6年度の相談内容が大変活かされたと思っています。
なので、令和7年度につきましては事案が減ったというよりも、令和6年度のスクールロイヤーの活用実績を活用することで、若干回数は抑えられたかと思っておりますが、令和8年度は、おそらく令和7年度の27回を超える回数を活用させていただくことになるかと思っております。年度によってこの活用実績は変わってくると思いますが、毎年振り返っていきたいと思っております。

小寺会長： ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

岡本委員： 先ほど一緒に聞いてもよかったんですけど、次の3枚目のページなんですけど、大人に相談できますか、先生や学校にいる大人に相談できますかとなっていますが、こういった相談体制といいますか、相談できる体制が整えられてるのか教えていただけるでしょうか。

金子委員： できたらこの後、川地副会長の方にも学校の取組みを聞かせていただけたらと思うんですが、市教育委員会といたしましてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣により、専門職による援助希求の授業であったり、子どもたちに助けてって言っていいんだよ、だとか、そういった取組みが大きかったかと思っております。
もちろん多くの先生方に、いじめ防止基本方針改訂を受けて、様々な研修をしてきたことも、1つ成果に繋がったのではないかと思います。こういった話はおそらく学校現場の方から、たくさんお話しいただけると思います。よろしければ副会長よろしく願いいたします。

小寺会長： よろしいでしょうか。

川地副会長： 学校現場といたしましては先ほど教育支援センター長の方からもありましたスクールカウンセラーが週1回配置されていますし、そのスクールカウンセラーが相談窓口というふうな形になっております。ただ、もちろんそれだけでは不十分だったような事案もありますので、まず基本的には学級単位でうちは学年担任制をとっています。基本的には学級ですと学級担任とか、あるいは養護教諭ですね、あたりもいじめ相談窓口というふうに設定しておりまして、窓口になっています。
ただ、本校は説明しましたように、学年担任制をとっておりまして、ねらいとしては相談しやすい先生に相談してくださいねという体制を、これは生徒、保護者へのニーズで、誰でも相談しやすいというような感じで、

相談しやすい先生を中心に相談してくださいというふうに伝えてます。そういう形で例年、通常の学校に比べたらちょっと柔軟な体制づくりに努めて、いじめの早期発見、早期対応し、あるいは未然防止に努めているというところでございます。以上です。

小寺会長： ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

改訂後のいじめ防止基本方針に基づいた学校現場での取組みなどについてご説明をいただきました。

学校ももうすぐ夏休みに入り、子どもたちの行動も活発になってくると思いますが、各団体のいじめ防止の取組み等はどのようにかということ、まず四條畷警察署の方ではいかがでしょうか。

中江委員： 学校内におけるいじめの問題につきましては大阪府全体としまして、学校現場における教育、その現場における対応を第一義に尊重しております。

しかしながら、犯罪行為に至ってる場合につきましては、被害者・保護者のご意向や、教育現場での対応状況、様々なことを踏まえまして、適切な措置をとらせていただいております。

先ほど学校現場でのいじめの認知件数の報告がありました。

ああいう数字になってるんですけども、我々警察が直接認知するいじめ問題の件数というのは、ものすごく少なくなっております。

これにつきましては、教育現場で適切に対応していただいている結果ではないかなと考えております。

いじめに対しましては、その事案の計上にかかわらず、早期に概要や被害者の状況、危険性など、これらのものを把握した上で被害者の心情に配慮しまして、適切な措置をとるようにしております。

過去には被害者が自ら命を絶ってしまうというような痛ましいケースも発生しておりますが、このようなことを二度と繰り返さないように、関係機関の皆様と連携を密にしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

警察署からは以上です。

小寺会長： ありがとうございます。

それでは大阪府中央子ども家庭センターではいかがでしょうか。

佐々木委員： 大阪府中央子ども家庭センターは、児童相談所というところになりますので、いじめに関しての主訴としての相談が今年度に関しましては0件になっています。

ただ、子どもさんの発達に関するご相談でありますとか、不登校のご相談でありますとか、もしくは家庭内暴力に関するご相談を背景に、過去1年以内にあっていたとか、ということのご相談があるっていうことはございます。

直接的ないじめの相談というよりは過去の学校トラブルの中にいじめ相談、いじめの内容があって、それから不登校になり、そこから発達の課題

も現れ、そこでひきこもり状態になって、例えば暴力に繋がっていくというようなご相談はすごく多くあるかなあというふうに思います。

特に発達のご相談でありますとか携帯電話、SNS ネット関連のご相談がすごく多くて、家庭内で引きこもって、ずっと携帯を使ってしまっていて昼夜逆転してしまうだとか、ネット上で繋がった関係性が自分たちの世界のすべてというか、中心になってしまっていて、実際の交流できる身近な友達よりも、どこか遠方だったりだとか、顔もわからないような実態もわからないような友達の言葉に影響されて自傷行為に及ぶだとか、また他府県に行ってしまう、逆に他府県から大阪府に来て、送り届けるだとかっていうようなこともすごく増えているかなというふうには思います。

親御さんのご相談ニーズに応じながら、子どもさんの状態像をしっかり把握することですとか、子どもさんに必要な支援みたいなものを心理士とも連携しながらご相談をさせていただいております。

そこには学校さんでありますとか、市のそれぞれの相談窓口さんと連携も欠かせないような案件になっているかなと思いますので、今後も、より密に連携させていただきながら対応していけたらなと思っております。

小寺会長： ありがとうございます。
 そうしましたら次に民生委員児童委員さんは何かありますでしょうか。

治郎丸委員： 私、今回初めて参加させていただくんですけど、年に1回か2回、四條畷小学校で、地区担当民生委員全員と、校長先生、教頭先生と一緒に問題を話し合うようにしているんですが、先月1回目、ちょっと会合があったんですが、特にいじめの問題は議題には上がりませんでした。

今、子どもが非常に少なくなってましてね。昔はあった子供会ももうなくなってしまったし、特に問題を提起するような場所もないし、本当にいじめ問題があるかどうかともわからないし、地域の情報とかいうのはなかなか入ってこないんです。井戸端会議みたいな形で、どこどこの子が何してたとかいう話は、聞くようになると思うんですけど、私のところには、なかなかそういう情報が入りにくい状況です。その辺は、わかった人から連絡をもらうようにはしてるんですけど、特にいじめという話では今のところあんまり聞かないです。

以上です。

小寺会長： ありがとうございます。
 そうしましたら、学校の方から夏休みに何かありますでしょうか。
 小中学校生活指導研究協議会はいかがでしょう。

川地副会長： 小中学校生活指導研究協議会、学校からということになるんですけども、小中学校生活指導研究協議会からのプリントの方で、夏休みの過ごし方という形で伝えている中で一定お伝えしているところもあります。

ただもちろんこれで、いじめ対策は十分だというのはちょっと正直言にくい部分もありますが正直学校現場としていじめに関して本当に苦慮しているところがあります。

もうこの対策をやったらいじめがなくなるのでこれやってくださいとい

うのがあれば、是非教えていただきたいというのが正直な気持ちです。

もうそういう部分がありまして、ただ、もちろん本当にこれは、大事な人権問題であるのでどうしても丁寧に対応していかなきゃならないと思います。ですからこれに関して特効薬はないということで本当に人権問題の重点的な部分として、多岐にわたる取組みというのをしております。

ですから、夏休みに向けてという話ですが、本当に日々の取組みという積み重ねでやっております。

例えば3年間通した人権学習ですね。

1年生でしたら、本校の場合ですけれども、車いす体験とか社会福祉体験とかで身体の不自由な人の観点、あるいは出生、命の誕生、というところから生命尊重、要するに、さまざまな観点から人権教育を行う、そういう趣旨ですね。2年生のときはLGBTQとか、車いすを利用している人の話を聞く。3年生だと、デートDVとか部落問題学習とか、高齢者福祉などのテーマを設定して、人権学習の方に取り組んでいます。

もちろん教職員も、この夏休みその他の研修を行って、持続的にいじめ対策を支援しようっていうのを年に1度確実に実施しております。

それに関しては座学的ないじめ防止についてという部分や、ロールプレイングのようなものを踏まえた検討であったり、実際のいじめ事案についての対応の検討とかもしております。

また、日常からの学年集団づくりですね。子どもたちにその意識の涵養も大事だと思ってます。例えば班長会議からの班編成ですね。誰も取り残されずにみんなが気持ちよく過ごすためにはどういうふうな班編成が良いのかというのを子どもたちの意見を、しっかりと取り入れていったり、どういう言葉を使ったらいいんだろうとか、どういう言葉が使われたら嫌だろうか、とかいう形のいじめの学習とかも取り組みます。

また、生徒会活動で、生徒を主体に、体育大会とかの学校行事、いいところを見つけようというような、生徒会の企画などを通じて学校づくりに参画して、自分たちでいい学校を作っていくという、自主自立の精神を育て、みんなで人権を尊重しようという習慣をつくっていききたいというふうに考えております。

また、学校の人権担当とかPTAとの協働によって、人権講演を本校は実施しております。

12月の頭が人権週間ですけれども、その際に、大体11月末から12月頭ぐらいに、人権を意識した講演等を実施しております。

また、小学校との連携で、小中連絡会とか小学校との間で情報共有にあたって、子どもによって様々な特徴があるとか、そういうことを生かすとともに、小学校中学校の合同研修を実施して校区で一体となった人権の意識の涵養の取組を図っています。

もちろんいじめの発見が大事なことは考えてますので、各学期に1回はアンケートを実施して、いじめで辛い思いをしてないかとか、そういうのも聞き取り調査を行ってます。

また学期に1度、生徒教員面談の2者面談を行ったり、7月12月に3者懇談を行ったりしています。

そのような機会にいじめなどの人権侵害事象で傷ついている生徒の発見に努めるよう取り組んでいます。

月2回程度行われる、学校全体の集会で他者を傷つけない相手に対する配慮の大切さの涵養を図ることを意識し、学校全体での人権意識、本当に人を傷つけない、人を傷つける表現を避けるということを常に取り組んでいます。また、年に1度平和学習を行い、戦争の話をするとともに、差別や人権に関する意識、そういうのを高めたり、先ほど事務局さんの方からございますけどもスクールロイヤーですね、そちらの活用を行ってロイヤーによるいじめ防止の授業も年に1回は行うように、取り組んだりしております。

道徳、年間でテーマを設定して年間計画に従って、思いやり、感謝、相互理解や涵養、公平公正、社会正義、集団生活の充実などの項目を通じて、いじめをなくし、人権を尊重する集団を作る。校外学習等で万博やコリアンタウンのような、多文化共生社会を学び、人権尊重の意識を涵養するなど多岐な取組みによって、少しでも人権意識を高め、いじめを取り除いていく、いじめのない集団を作るというような形で取り組んでおります。

話は戻りますけれども、この夏に関しましては小中学校生活指導研究協議会のプリントや、終業式の話だったりプリントであったり、そういったことからのいじめに対する取組みの方を進めております。

ちょっと長くなりまして申し訳ございません。以上です。

小寺会長： ありがとうございました。

様々な団体の取組みの状況につきましてよくわかりました。

これから夏休みに入るわけですが、その時に地域の中でね、いろんなことが起こってくると思うんです。

そういう意味で、いわゆるコミュニティソーシャルワーカー、CSWのね、動きがかなり大きなウェイトを持ってくるのかなと思うんですけれども、今、コミュニティソーシャルワーカーの動き、全体的にはどういう動きをされてるんですか。

事務局： コミュニティソーシャルワーカーの担当課がこの会議に参加しておらず、事務局でもコミュニティソーシャルワーカーに関係する施策、具体的な動きについては把握できていないので、夏休みに関係したコミュニティソーシャルワーカーの動きもあるとは思いますが、具体的なことは担当課に確認しないとここではお答えできかねます。

小寺会長： そうですね。どうしても、学校現場から離れますので、かなり長い期間、地域の中では良いこともあるけれど悪いことも多々出てきますので、その辺りをどういう形でね、予防していくかということがかなり大事になってくるかなと思いますので、コミュニティソーシャルワーカーがね、本来は緩和していく役割だと思いますので、その辺りがあったので、よろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、夏休み期間中は、子どもたちの生活も普段とは異なっていて気持ちも開放的になったりしますので、予測ができないようなことが起こることもあるかと思うので、第一義的には親が責任取りますが子どもたちの環境は様々でありますので、地域でもしっかりと子どもたちを見

守って楽しい夏休みを過ごしてもらいたいと思います。

どうも皆さんありがとうございました。

他に何かご意見等ございますでしょうか。

金子委員： ちょっと、悩みごとも含めてなんですけど、せっかくいろんな機関さんが来られてるんで、やっぱこう、暴力行為とかそのいじめでこう身体接触を伴う件数が増えてきているのは先ほど示させてもらったんですけど、いろんな社会的要因がある中で、多分増えてるのかなあとと思います。

学校としても積極的な認知ということで、一昔前だったら、からかいとか、人間関係の中でということで件数にも上がってこなかったようなものも、もちろん細かく計上してるっていう側面もありつつなんですけど。

警察の方とか、子ども家庭センターさんの方でその暴力行為件数が増えているのが学校だけじゃなくて、社会的なのか、なんかそういった要因があるのか、また抑止でこんなんができたらいいよねとか、何かヒントをいただければ、また学校の2学期の取組みにも活かせるかと思うんですけど、どうでしょうか。よろしくお願いします。

小寺会長： はい。何かヒントでもありますか。

中江委員： 四條畷警察署です。暴力件数が増えてるか増えてないか、統計を持ってないのでわからないんですけども。体感的にはそんなに変わらないように感じてます。少年係の関係になると思いますが、ちょっと細かくはわからないんですけど、半分以上が窃盗や自転車を盗ったりとかで、そういう暴力行為、暴行、傷害というのは、件数的には大分少ないというのが現状です。

小寺会長： 子ども家庭センターは、そういうことを把握することはないですか。

佐々木委員： 児童虐待の部署になりますので、保護者さんからの児童虐待というところとか、性的暴力みたいなのところとかになると思いますが、虐待においては、言葉についても暴力ですし、うちの場合は体への暴力だけというところで認知しているということではないので全体的に心理的虐待が多い傾向っていうのは変わりませんけれども。

特段、何か大きな変化があるとかいうことでもないのかなとは思いますが、確かに今回、令和6年から令和7年で4倍超えぐらいですかね、お伺いして、私もこれはちょっと気になるなと。中学生でかなり身体的な件数というのがあったっていうところが、4倍増えているっていうのはちょっと、増加の幅がすごく大きいので、逆にどうしてこういうことになっているのかなというところ、私も知りたいなと思ったぐらいですが、特段、四條畷市さんの子どもさんとかご家族さんで被害行為についての相談を受けるっていうようなことはなかったです。

ちょっといじめに関連して、保護者さんから相手の家庭の子どもとかを転校させて欲しいとかっていうことを時々ご相談いただくこととかもあるんですけど。

それはうちの管轄外ということになりますので、相談の対応ができる部

分ではないので、そこについてはちょっとこちらでお答えできませんということもありますが、よく被害児の親から聞かれるのは、被害、暴力を受けて、すごくショックを受けているので、小学校に通わせたくないので変更させて欲しい、それについて対応してもらえないみたいなどころもご相談いただくことが、毎年数件あるかなと思います。

小寺会長： はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

治郎丸委員： いいですか。すいません。いじめ、悪いのはわかってるんですけどね、いじめられた方がどんなことであっても、もう本人がいじめと思ったら全部いじめとなってるんですけど。そんなんじゃないくてね、いじめられても、もうへのかっぱって思ってる子どももおると思うんですよ。そんな統計はないんですかね。

現に私もね、小さいときいっぱいいじめられたことあるんですけど、別に気にもせえへんかったし、反対に小さいときなんかやったら、小学生から小学生になる前の子も全部集まって地域で鬼ごっこなんかするんですよ。

その時僕がいじめとか嫌ごとをやられたときには、鬼になったときは、もう僕は死んでもいいくらいの気持ちでその子を鬼にしようと思って追いかけたら、もうあくる日から何も言われへんようになったんですよ。

だからそういうとね、本人の気持ちが弱いからと思ったらそれまでやねんけど、その弱い気持ちに勝って、もういじめなんて何ともないと思ってる子がおると、絶対おると思うんですわ。

そんな人の、なんというかね、体験というか傾向みたいなやつを取ったデータはないんですかね。

金子委員： 教育支援センター金子です。結論から申し上げます。統計とかデータっていうのはないんですけど、ちょっと肌感覚の話になって恐縮なんですけど、僕、近所のスーパーに歩いて買い物に行けるところがあって、近所の子どもたちが遊んでるんですけど、職業柄、今のその言葉いじめちゃうとか、その遊び方めっちゃ心配があると思うんですけど、治郎丸委員がおっしゃった通り、子どもは意外と平気でなんか全然気にしてなくて遊んでる姿とかもよく見ます。

可能性としてその子どもたちが、今回いじめの件数に上がるってことはいわゆる被害性を感じてるっていうことなので、被害を感じやすくなった子どもたちが増えたこともあるかもしれないし、あとはこの件数に上がってない中で、昔ながらの関わりをしながら成長していった子どもたちもいるんじゃないかなと、今、お話をお伺いして思ったところです。

小寺会長： はい。ありがとうございます。

事務局： 事務局からお話することではないかと思うんですけど、今、治郎丸委員（こども政策課）がおっしゃっていただいたことは、すごく大事なかなと思っていて、やっぱりいじめは、なかなか無くならないという中で、昔はもうちょっと我慢というか打たれ強いというようなどころがあったのが、それがだんだん打た

れ弱くなってきてるっていうのも、何かしら原因があるかも知れないですし、やっぱり生きる力というのは、子どもの頃からつけていかないといけないので、こども政策課のほうでも、困難に乗り越える力をつけるということで、子育て総合支援センターや、保育現場でそういったプログラムを実施してるところです。

今おっしゃられた、昔はそんな平気な子どもがもついていたのがちょっと変わってきたりしてきたということであれば、子育て支援策の中で、そういうところにも更に力を入れていく必要があるのかなと、ちょっと話を聞かせていただいていた次第です。

小寺会長： はい。ありがとうございます。他ございませんでしょうか。
ないようですので、次に案件4、その他ですが、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

案件4「その他」

事務局： それでは事務局から3点ほど報告させていただきます。
(こども政策課) まず資料4、「地域の皆様へ 地域で育つ子どもたちのため、いじめのない社会へ」のチラシ及び資料5、広報誌5月号掲載記事をご覧ください。

長期の休み前に、期間中の子どもたちに対して、地域で子どものいじめ防止に向けて、見守っていこうというチラシです。

報道等で、いじめの問題は社会問題として取り上げられることも多く、最近では重大事態となるケースも増加しており、細かいところの気づきから重大化を防ぐことが重要視されております。

本市では、本協議会を立ち上げ、各機関連携のもと、いじめ問題の状況を把握し、いじめ防止を目的に各関係団体からの情報を共有して意見交換などを行っております。

このチラシは、3つの視点をもって地域でいじめ防止に取り組んでいきましょう」と地域の見守りを啓発するもので、1つ目が、周囲の大人が子どもの見本となるように、まずは大人自身が「いじめ」に関しての規律を正すということを含めて書いております。

2つ目には、近所の子どもに挨拶などを行い、つながりを持つようにし、地域の目があることを子どもたちに伝え、いじめの抑制や回避につなげていくことを書いております。

3つ目に、大人が徹底して「いじめはだめだ!」と断言し、その姿勢を子どもたちにしっかりと見せることを書いております。

夏休みなどの長期休業期間中は、地域で子どもたちを見かけることが多くなります。

その時に、しっかりと「いじめはいけない!」ということ、地域で大人が態度で示し、いじめを社会からなくしていこうということで、このように記載しております。

なお、※印で「場合により学校、警察などに連絡してください。」と記載しておりますが、いじめに関する問題の対策は迅速な対応が望まれますので、学校や警察の対応が必要と判断される場合は、即座に連絡

をして、いじめ防止、重大化の防止につなぎ、地域全体でいじめのない社会に向けて協力しようという考えで作成しています。

チラシについては、スマートフォンの普及など現在の生活様態の変化に合わせて、これまで各地区にて回覧していただいておりますが、これを廃止し、市のホームページへの掲載といたしました。

ホームページのチラシのページから本協議会のページとリンクでつながっておりますので、会議の内容もご確認できるようにしております。

次に、資料6「令和8年度なわて子育て応援ブック」についてです。

この冊子は、子育てに関する様々な情報をまとめ、掲載している冊子で今年度版を5月に作成しました。

昨年度までは、A4サイズでしたが、どこにでも持ち運びがしやすいようにとA5サイズにして、作成しました。

いじめに関係するところは、43ページに、小学校への準備の中で、友達との関係について触れております。また、62～63ページには、四條畷市基本条例について、子どもの4つの権利についてと、地域、大人の支援でその権利を守ることを掲載しています。

また、この冊子は、転入・出生の手続きをする家庭に配布しているほか、こども未来部の窓口や子育て総合支援センター等の公共施設をはじめ、JRの駅やイオンモール四條畷の広報ラック等にて配架しております。

なお、「四條畷市子ども基本条例」については、子どもたちが生活の中で自分の権利を振り返り実感してもらえるようにパンフレットを作成し、毎年、小学6年生を対象に配布しております。

今年度、新たに就任された委員の方は机上に配布しておりますので、ご参考いただければと思います。

最後に事務連絡になりますが、次回の会議の予定をご連絡させていただきます。

本協議会は、年2回の開催としておりまして、今回は子どもたちが冬休みに入る前ということで、12月21日（月曜日）14時から開催を予定しております。また、開催日が近づきましたら案内文書を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆さん何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

特にないようですので、これで四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了したいと思います。

どうもありがとうございました。